


## メリット制の現状・課題と適用拡大の影響

- 1 労災保険財政検討会でメリット制についても検討
- 2 メリット制は、事業主の労働災害の防止インセンティブを高める制度
- 3 メリット制は、労働災害の多寡に応じて労災保険率を増減(最大±40%)
- 4 事業場の規模によって、メリット制の適用の有無が決定(資料1)
- 5 メリット制に適用する事業場の割合が変化(資料2~4)
- 6 労災保険率の低下により、確定保険料が低下(建設業の例:資料6)
- 7 メリット制を小規模な事業場に適用拡大すると  
割引となる事業場が8割(資料7)  保険料が減収(資料8)
- 8 メリット制適用拡大による保険料負担への影響について(資料9)

## メリット制の適用要件(現行)

資料1

### 事務所・工場 (継続事業)

- 100人以上の労働者を使用する事業
- 20人以上100人未満の労働者を使用する事業で、  
労働者数×(労災保険率－非業務災害率)  $\geq$  0.4 を満たす事業

### 建設業 (有期事業)

**一括有期事業** (工務店等)

確定保険料: 「100万円以上」の事業

**単独有期事業** (建設工事現場等)

確定保険料: 「100万円以上」の事業

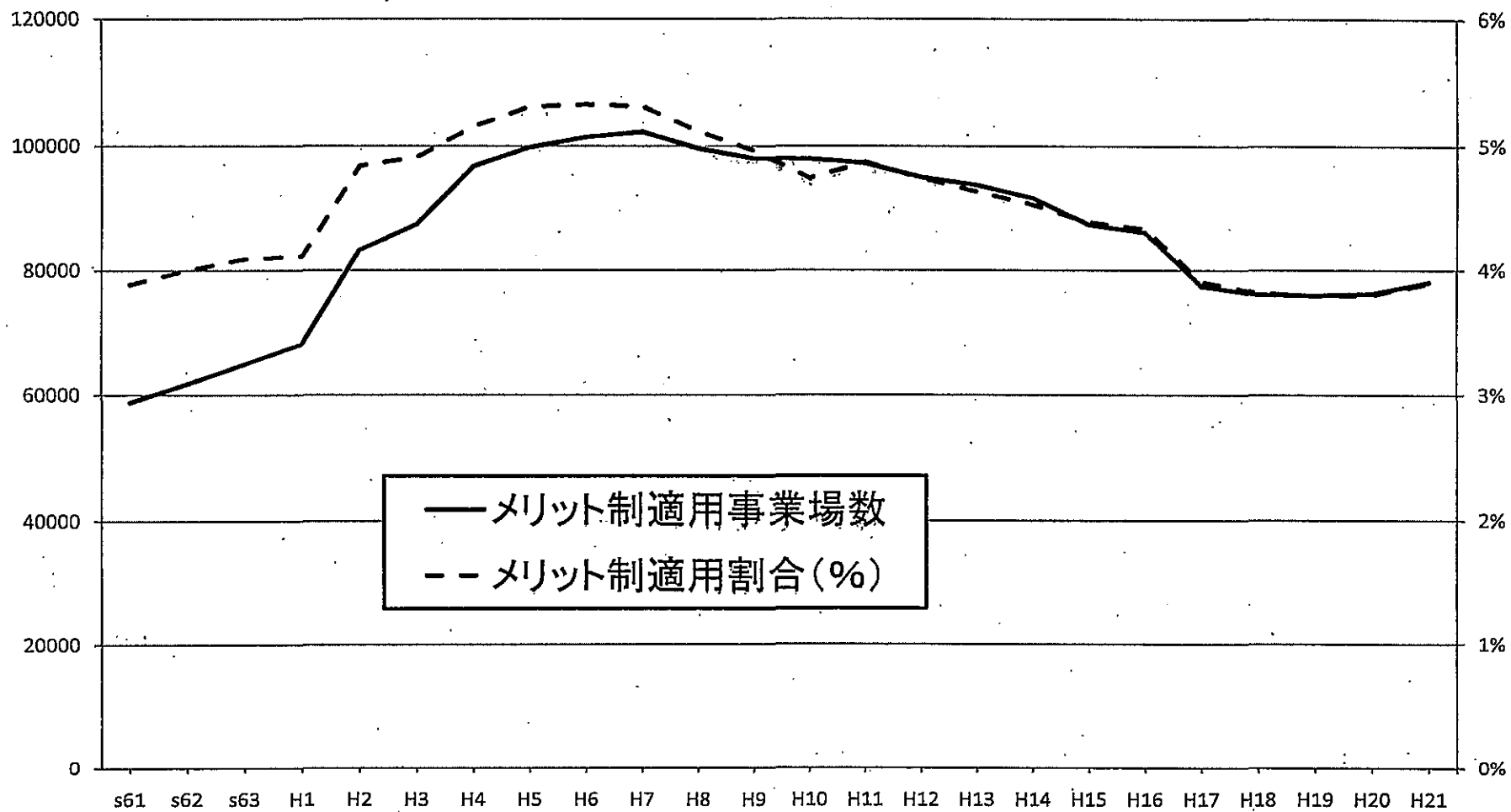
請負金額: 「1億2千万円以上」の事業

# 昭和61年度～平成21年度 継続事業 メリット制適用の推移

資料2

事業場数

(%)

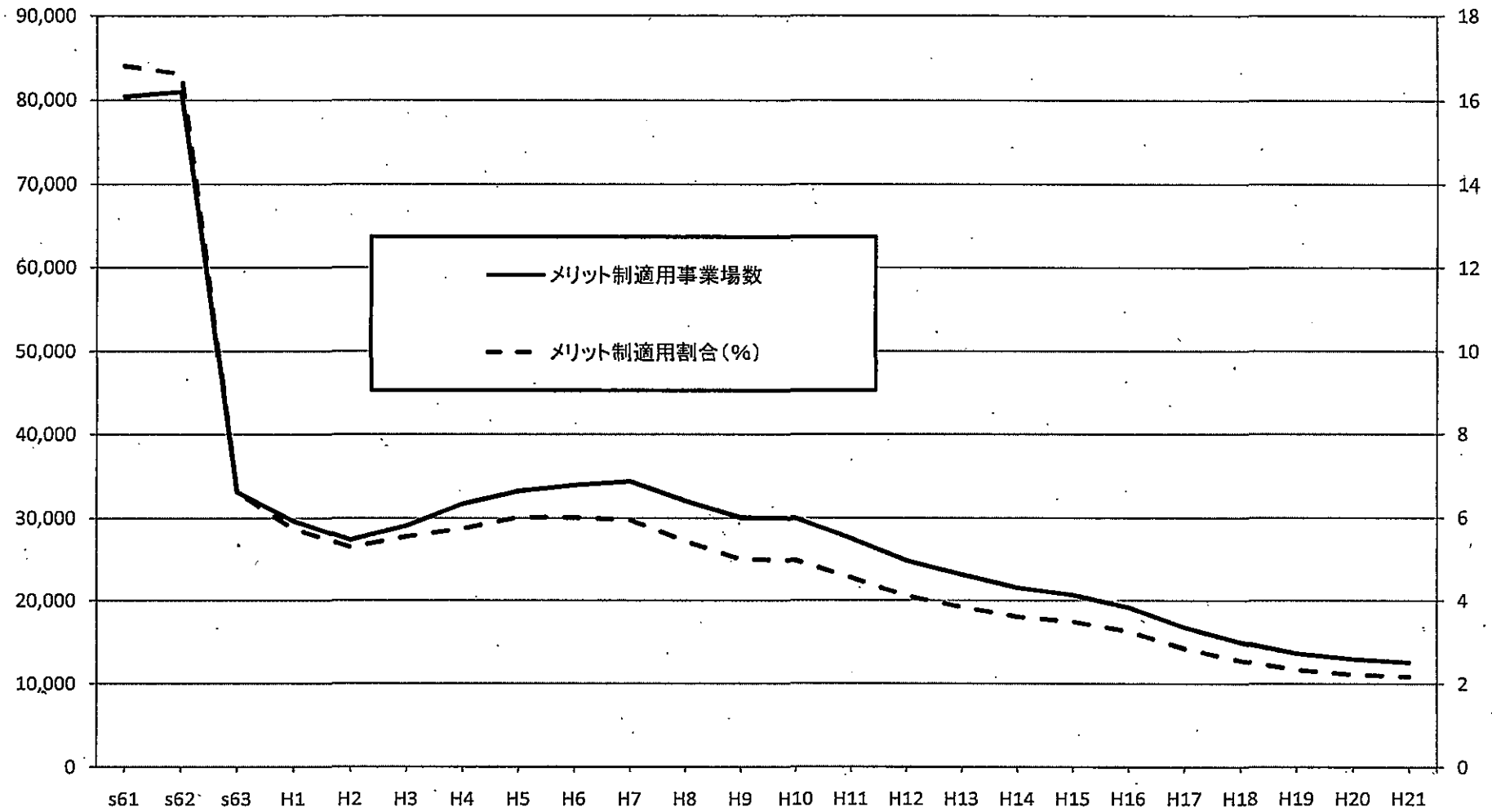


# 昭和61年度～平成21年度 一括有期事業(建設事業)メリット制適用の推移

資料3

事業場数

適用割合(%)

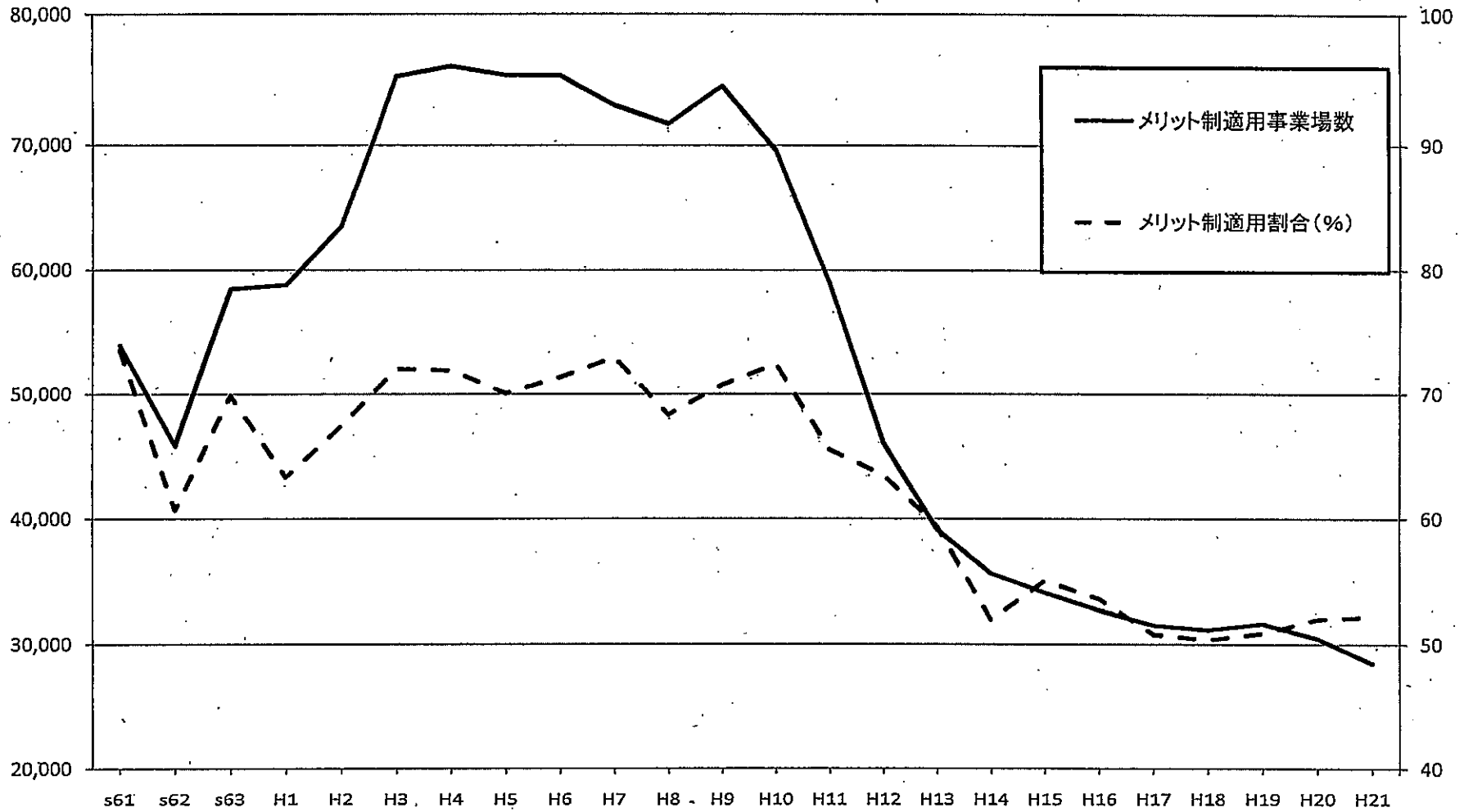


# 昭和61年度～平成21年度 単独有期事業(建設事業)メリット制適用の推移

資料4

事業場数

適用割合(%)



$$\text{確定保険料} = (\text{工事の}) \text{請負金額} \times \text{労務費率} (\ast 1) \times \text{労災保険率} (\ast 2)$$

## ※1 労務費率

労災保険料は、事業主が労働者に支払った賃金総額に労災保険率を乗じて算出。

建設業の請負事業では、重層的な下請が入れ替わりで工事にかかわるため、賃金総額を正確に把握することが困難な場合があり、特例として、請負金額に「労務費率」を乗じて算出した額を賃金総額と推定することを認めている。

(徴収則第13条第1項)

## ※2 労災保険率

原則として3年に一度改定。

55の業種ごとに、業種内の収支が均衡するように労災保険率を算定。

建設事業 業種	労務費率 (100分の1)	労災保険率 (1000分の1)
水力発電施設、ずい道等新設事業	19	103
道路新設事業	21	15
舗装工事業	19	11
鉄道又は軌道新設事業	24	18
建築事業	21	13
既設建築物設備工事業	22	14
機械装置の組立て又は据付けの事業		
・組立て又は取付けに関するもの	40	9
・その他のもの	22	9
その他の建設事業	24	19

## 【確定保険料の算出例】

「建築事業」の場合

確定保険料 =

請負金額1.2億円 × 労務費率 21/100

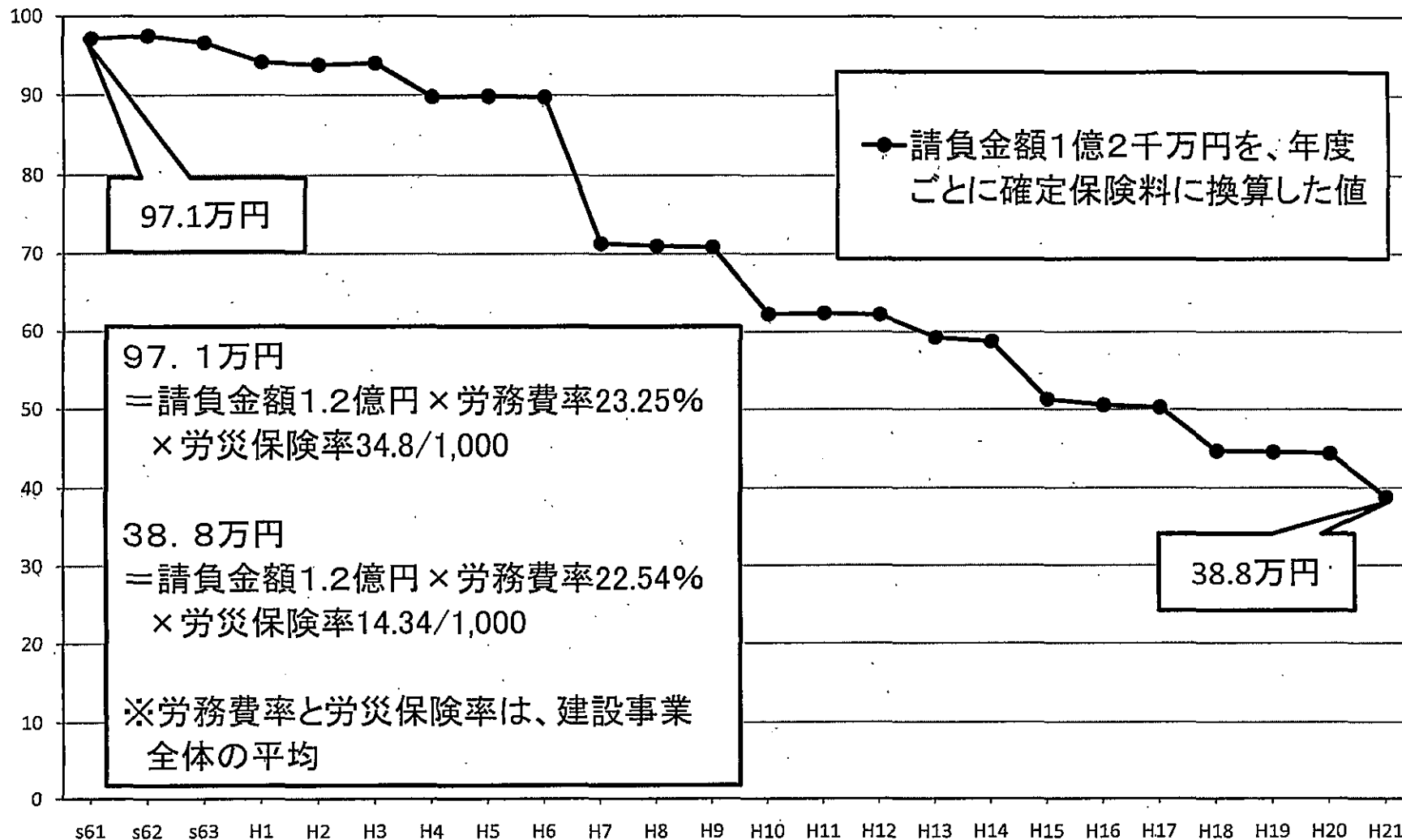
× 労災保険率 13/1000

＝327,600円

# 昭和61年度～平成21年度 請負金額と確定保険料の関係

資料6

確定保険料  
(万円)



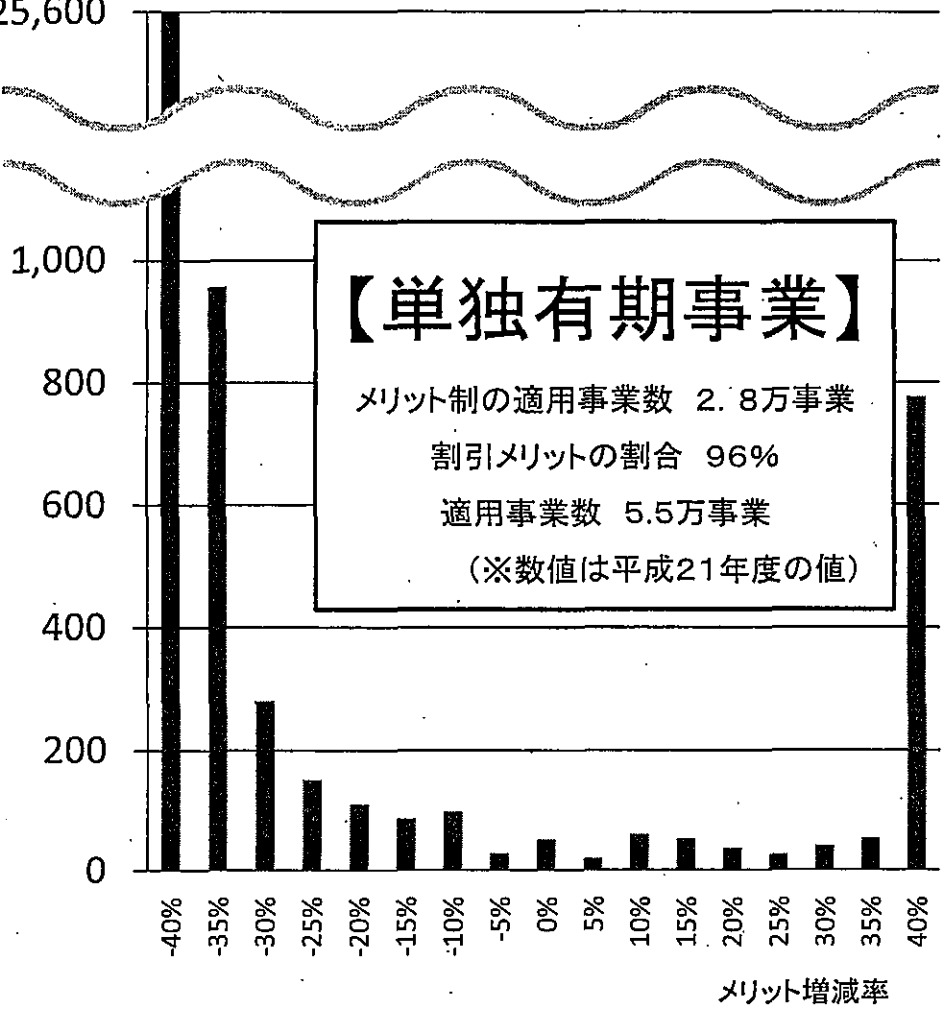
# 「建設業」メリット制の割引・割増適用状況

資料7

(ポイント) メリット適用事業の80%以上が保険料の割引を受けており、中でも▲40%が最も多い。したがって、メリット制の適用要件を緩和すると、保険料収入が減少するため、基本料率を引き上げる必要が生じる。

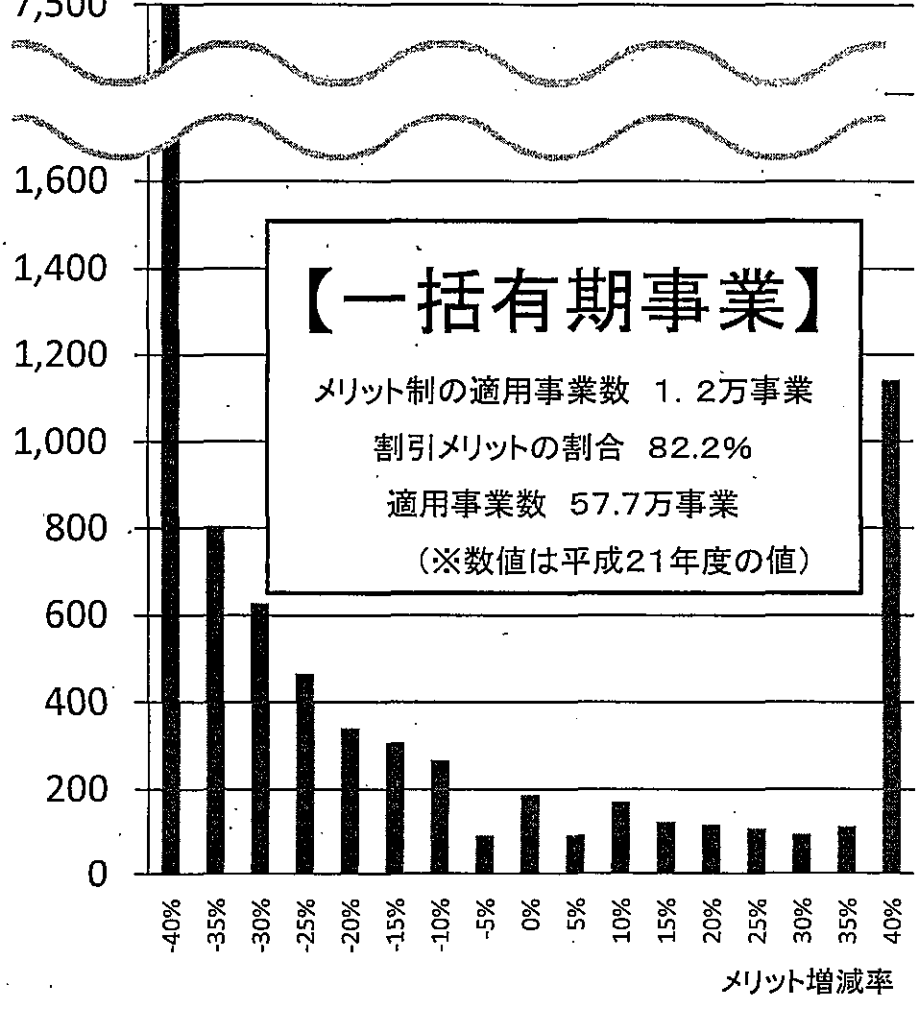
事業場数

25,600



事業場数

7,500





# 建設業(一括有期)「確定保険料」の変更による影響の推計

資料8

(ポイント) 8業種のうち3業種は、保険料率の増加分等が特に高く影響が大きい。

確定保険料要件を60万円に変更した場合の影響

平成21年度

	保険料率 (1/1,000)	新たに 適用される 事業場数	減収予想額 (億円)	保険料率の 増加分	保険料の 増加率
建設業 合計		26,317	58億円	0.5/1,000	3.5%
隧道新設工事	103/1,000	0	0億円	0.0/1,000	0.0%
道路新設工事	15/1,000	80	0億円	0.1/1,000	0.9%
舗装工事	11/1,000	677	1億円	0.9/1,000	8.0%
鉄道新設工事	18/1,000	0	0億円	0.0/1,000	0.0%
建築工事	13/1,000	12,865	30億円	0.4/1,000	2.8%
機械装置据付け工事	9/1,000	927	2億円	0.4/1,000	5.0%
既設建築物設備工事業	14/1,000	2,729	7億円	1.0/1,000	6.8%
その他の建設事業	19/1,000	9,040	18億円	1.1/1,000	5.5%

# メリット制適用拡大による保険料負担への影響について(一括有期事業)

## ポイント

新たにメリット制が適用される事業の多くで保険料が割引になると考えられるため、適用拡大すると基本料率が引上げとなる。事業主が納める保険料負担について、例として、確定保険料要件を100万円から60万円に緩和した場合のモデルを示す。【業種:その他の建設業(料率19/1000)、従業員1名当たりの年収:400万円と仮定】

## 保険料負担について

### 現行(料率19/1000)

事業場	A (70名)	B (20名)	C (10名)	D (5名)
基本保険料 (万円)	532.0	152.0	76.0	38.0
メリット制により +40%適用 (万円)	738.1	210.9		
メリット制により ▲40%適用 (万円)	325.9	93.1		



基本料率の  
増加  
(1.1/1000増)

### 適用拡大後(料率20.1/1000)

事業場	A (70名)	B (20名)	C※ (10名)	D (5名)
基本保険料 (万円)	562.8 (+30.8)	160.8 (+8.8)	80.4万円 (+4.4万円)	40.2 (+2.2)
メリット制により +40%適用 (万円)	781.2 (+43.1)	223.2 (+12.3)	111.6万円	
メリット制により ▲40%適用 (万円)	344.4 (+18.5)	98.4 (+5.3)	49.2万円	

※C事業場は、メリット制の適用拡大により、メリット制適用事業場となる  
※保険料額の下括弧内は適用拡大による保険料の増加額(万円)

## まとめ

メリット制適用拡大により、

- 適用される基本料率の増加に伴い、納付する基本保険料が増加(2.2万円~30.8万円の増)。
- モデルC事業場に新たにメリット制が適用され、保険料が35.6万円増~26.8万円減の範囲で増減。